

本 所	所長	副所長

三 田	副所長	布設工事監督者	課長	審査	精算	設計
		※				



県単事業 令和 8 年度 委託 工事設計書

工事番号 北三委浄 第 2 号

河川名 等 兵庫県水道用水供給事業（三田浄水場系）
路線名

工事箇所 三田市西野上字上通り 1 5 2 他

工事名称 三田系天日乾燥汚泥搬出運搬業務委託（単価契約）

照 合 済	
✓	✓



兵庫県企業庁広域水道事務所（三田）

工 事 費				工 事 概 要
	実 施	今 回 変 更	増 減 額	
設計額 R8.1.1 基準適用	円/t	円/t	円/t	----- 三田系天日乾燥汚泥搬出運搬業務委託（単価契約） ----- V=4,500t -----
請負額	円/t	円/t	円/t	----- ----- ----- 三田浄水場→神戸市灘区（フェニックス） -----
執行方法	委 託		施工日数	----- ----- ----- 三田浄水場→神戸市灘区（フェニックス） ----- -----
			令和9年 3月31日限り	

契約数量表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減
三田系天日乾燥汚泥搬出業務委託(単価契約)					
汚泥搬出工					
汚泥搬出工					
汚泥搬出工					
バックホウ積込	山積み0.8m ³ (ルーズ)	t		4,500	
ダンプトラック運搬(10t積)		t		4,500	

総括情報表

単価適用年月日	0-08.01.01(0)		
工種区分 施工地域区分 工事価格丸め 前払区分 契約保証補正	今 回	前 回	

03 構造物工事 (浄水場等)
 26 補正無し
 01 万円丸め
 01 補正あり 1.05
 03 補正しない

工 事 費 内 訳 書

頁0-0002/0008

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
三田系天日乾燥汚泥搬出業務委託(単価契約)						
汚泥搬出工						
汚泥搬出工						
汚泥搬出工						
バックホウ積込 山積み0.8m3(ルーズ)			t			施工 第0-0001号内訳表
ダンプトラック運搬(10 t 積)			t			施工 第0-0003号内訳表
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費率 分			式			

工 事 費 内 訳 書

頁0-0003/0008

	費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
純工事費計						
現場管理費						
工事原価計			式			
一般管理費等						
工事価格計			式			
消費税相当額						
総 計			式			



兵庫県神戸市灘区灘浜町1-2 までのルート
39.9 km - 約 1 時間 20 分

出発地=兵庫県三田市西野上152(三田浄水場)
到着地=兵庫県神戸市灘区灘浜町1-2(フェニックス神戸基地)



一般仕様書

1 適用

本仕様書は、兵庫県水道用水供給事業（三田系）の三田浄水場に係る委託業務等に適用する。

2 一般事項

(1) 一般仕様

業務の実施については、本仕様書に基づく他、次のものも適用する。

- 1) 水道施設設計指針及び水道施設維持管理指針
- 2) 土木請負工事必携及び土木工事共通仕様書等
- 3) 水道法
- 4) その他

(2) 責任者等

業務の実施に際し、建設業法の規定に基づく区分の技術力を有する者を選任すること。
ただし、コリンズ登録は不要。

(3) 工程表の提出

浄水場及び場外施設は24時間連続稼働しているため、業務の実施にあたっては事前に工程表を提出し浄水場の運転に支障がないよう監督員と充分協議を行い、承諾を得た後に作業を進めることとする。

業務を実施する上で稼働施設を停止する必要がある場合は、監督員・他関連工事請負者と綿密な工程調整を行うこと。なお、浄水場工程の停止は概ね4時間以内とし、連続した停止日は設定できないものとする。

(4) 関係諸官庁への手続き

関係諸官庁への届け出、報告等の手続きが必要な場合は、請負者の負担にて責任をもって行うこととする。

(5) 他工事との調整

業務の実施に際し、他の工事と競合する場合は充分な調整を図ることとし、必要により開催される工程会議に参加すること。

3 現場管理

(1) 関係法規の遵守

関係法規等を遵守し、事故及び公害等の防止に努めること。特に浄水場出入り口付近は、一旦停止を励行し交通安全に努めること。

(2) 作業日、作業時間

作業日は、開庁日（土、日、祝祭日及び、12月29日～1月3日以外）とし、作業時間は、9：00～17：00とする。ただし、三田浄水場の職員の勤務時間に変更があれば、別途指示する。

なお、上記以外の日時に作業を行う場合は、事前に監督員の承諾を得て実施すること

(3) 浄水場内への入退場

浄水場内への入退場は、正門警備員またはインターフォンにて業務名、業者名を報告すること。業務に関する作業者については、事前に「作業者名簿」を提出すること。
ただし、緊急やむを得ない場合は、監督員または浄水課職員の承諾を得た後、入場することとする。

(4) 使用車両

業務に使用する車両は、事前に「使用車両届」を提出し、車両前部の見やすい所に「工事車両表」を掲示することとする。

(5) 報告

毎日の作業開始前、終了後には必ず監督員に作業の予定及び結果等を報告すること。また、各

作業工程においても適宜監督員の指示を得た後に作業を実施すること。

(6) 整理・整頓

機材、工具等の整理整頓に努めること。また、業務完了後は施工現場等の清掃を行うこと。

4 仮設

(1) 場内通路・施設の使用

業務の実施に伴い、場内通路・施設等を使用する場合は、事前に監督員と協議を行い、適切な仮設、安全施設の設置を行うこと。

また、通路を閉鎖する必要がある場合は案内看板を設置し、必要に応じて適切な迂回路、誘導員を配置することとする。

(2) 現場事務所・作業所・資材置き場

現場事務所、作業所、資材置き場等を設置する場合は監督員と協議の上、所定の手続きを行うこと。

(3) 業務実施時の水・電力

特記仕様書に「業務用の水、電力を支給する」とある場合は、使用形態、使用量等に制約があるため監督員と十分な協議を行うこととし、下記事項を守ることとする。

① 電力は1φ100Vを原則とし、引き込み用漏電ブレーカーを設置した後適切な分電を行って使用すること。

② 電気工具は絶縁の良好なものを使用すること。

③ 毎日の作業終了後は元電源を切ること。ただし、養生・試験等で終日通電が必要な場合は別途監督員と協議をおこなうこと。

④ 管理本館以外の蛇口の水は、飲料用に供さないこと。

(4) 工具・器具等

本業務に必要な工具、器具等は全て請負者の負担とする。

5 提出書類

(1) 工事施工計画及び下請負人等(変更) 通知書	1部
(2) 経歴書(現場代理人・主任技術者)	1部
(3) 工程表	1部
(4) 作業者名簿	1部
(5) 使用車両届	1部
(6) 業務写真(A4版)	1部
(7) 業務日報	1部
(8) 業務完了報告書	1部
(9) その他監督員の指示するもの	

6 注意事項

当浄水場は場内排水を再利用するシステムであり、作業にともなって発生した排水、廃油、薬品、残材等が浄水工程に悪影響を及ぼさないよう充分注意すること。

特に場内での排水については、監督員と協議の上実施すること。

あやまって油脂類等をこぼした場合は、速やかに報告するとともに現状復旧の措置を講ずること。

場外施設での業務にあたっては、毎日作業前に三田浄水場に連絡すること。また鍵が必要な際は貸与を受け、作業終了後に返却すること。

7 その他

(1) 不良箇所

業務中に不良箇所を発見し、修理等の必要が生じた場合には、別途監督員と協議し処理するものとする。ただし、消耗品類の交換及び、軽微な修理等は請負者の負担により行うものとする。

(2) 緊急修理

業務中に緊急を要する不良箇所及び故障等が発生した場合、請負者は速やかに復旧修理等の処置を行うものとする。なおこれに要した費用は別途監督員と協議するものとする。

(3) 損害

- ① 万一業務中に請負者の責任に帰すべき原因により破損又は故障等が発生した場合、請負者は無償にて速やかに復旧修理及び取替えを行うものとする。
- ② 業務完了後においても、明らかに請負者の施工が原因により生じたと判断される損害については請負者の負担にて速やかに復旧修理及び取替えを行うものとする。
- ③ その他、業務実施について疑義を生じた場合は、監督員と充分協議し、作業を進めるものとする。

(4) 不正軽油の使用禁止

- ① 請負者は、工事の施工にあたり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第700条の22の2（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
- ② 請負者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。

特記仕様書

1 業務内容

業務内容は、三田浄水場内に仮置きされている乾燥した浄水汚泥を、ダンプトラックに積み込み、処分場まで運搬するものであり、産業廃棄物の処理に関する諸法令を遵守し、適正に業務を実施するものとする。

2 適正な処理のために必要な情報

天日乾燥汚泥の適切な処分を行うため、その成分等は別添の「廃棄物データシート」「計量証明書」に示す。

3 業務の指示

浄水汚泥搬出業務指示書により、1回当たりの業務期間、運搬量等を指示するものとする。なお1回当たりの運搬量は概ね400tから800tとする。

ただし、1回当たりの運搬量は天日乾燥汚泥の乾燥状況等により発注者、受注者協議のうえ変更できるものとする。(含水率は85%以下)

4 年間運搬予定総量及び期間

年間の運搬予定総量は4,500tとし、期間は概ね5月から翌年3月までの指示する期間とする。
(予定数量は汚泥の乾燥状況により変動する)

5 搬出元

搬出元は下記のとおりとする。

搬出元：兵庫県企業庁広域水道事務所 三田浄水場
三田市西野上字上通り152

6 処分先

処分場は下記のとおりとする。

処分場：大阪湾広域臨海環境整備センター 神戸基地
神戸市灘区灘浜町1-2

7 積込み

- (1) 積込み時に、仮置き場の外に汚泥を飛散させないこと。
- (2) 運搬車両はダンプトラックであることとする。
- (3) ダンプトラックの最大積載量を越えて積込まないこと。また最大積載量以内であっても、道路管理者から特殊車両許可を受けていない車両は、総重量が一般的制限値(20.0トン)を超えないように積込むこと。
- (4) 積込み後、落下・飛散防止のためシートにて養生を行い、運搬すること。
- (5) 積込み、運搬等に使用する建設機械等は受注者が用意することとし、環境対策、騒音対策等に配慮したものを使用するとともに、燃料、油脂類等の管理には十分注意すること。
- (6) 積込み、運搬等に使用する建設機械等は、場内及び付近の道路形態により使用できる大きさが制限される場合があるため注意すること。(普通ダンプトラックまでとする。)
- (7) 誤って燃料等油脂類をこぼした場合は、速やかに報告するとともに、流出、拡散防止等の処置を行うこと。また、事後の清掃及び原状回復等の必要な処置を講じること。

8 運搬、処分

- (1) 運搬ルートは、事前に監督員に届け出、承諾を得ること。
- (2) 運搬、処分等に当たっては、道路に関する法律・法令(道路法・道路交通法・道路運送車両法)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境の保全と創造に関する条例等関係する法令、

- 規則等を充分理解し遵守すること。
- (3) 運搬車両が道路法に基づく車両制限にかかるおそれがある場合は運搬ルート of 道路管理者から特殊車両許可を受けること。
 - (4) 運搬車両には「産業廃棄物の収集または運搬の用に供する運搬車である旨」について日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 1 4 0 ポイント以上の大きさの文字、その他の運搬業者名、許可番号等については 9 0 ポイント以上の大きさの文字及び数字で、識別しやすい色を使用し車両の側面に表示すること。
 - (5) 事故及び公害等の防止に努めること。特に浄水場出入り口付近は、一旦停止を励行し交通安全に努めること。
 - (6) 浄水場内への入退場時は、正門警備員に業務名、業者名を報告すること。

9 マニフェスト

マニフェストシステムを実施することとし、マニフェスト票は請負者にて購入のうえ必要事項を記入して提出すること。

10 業務の完了報告

指示された業務が完了したときは、その都度業務完了届、報告書、写真等を提出すること。

11 運搬量の検認

処分先で計量した処分量を運搬量とする。

処分量はトン未満の少数第 2 位 (10 kg 台) を切り捨て、0.1 トン (100 kg) 単位で算定する。(最低 1 トン)

12 提出書類

請負必携、共通仕様書、契約書等に記載されている提出書類以外に次の書類を提出すること。

- (1) 産業廃棄物処理業の許可証の写し
ただし、業種は収集運搬業、許可品目は汚泥とし、兵庫県知事の許可を受けたものとする
- (2) 収集運搬の許可申請時に添付した器材一覧表の写し (使用車両の記載分)
- (3) 運搬車両届
- (4) 運搬車両車検証の写し
ただし、車両重量が検査証と大きく異なる場合は、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地で計量した空車重量をもって運搬車両の登録を行うこととする
- (5) 特殊車両通行許可証の写し (申請書・条件書・説明書・経路表・車検証などの写しを含む)
(道路管理者から特殊車両許可を受けた場合に提出すること。)
- (6) 搬入経路図 (搬出元～処分場)
- (7) マニフェスト票及び計量証明書
- (8) その他、監督員の指示するもの

13 損害賠償

業務の実施に際して、請負者の責に帰すべき理由によって当事務所及び第三者に損害を及ぼした場合は請負者の負担で処置するものとする。

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 8年 1月20日

記入者

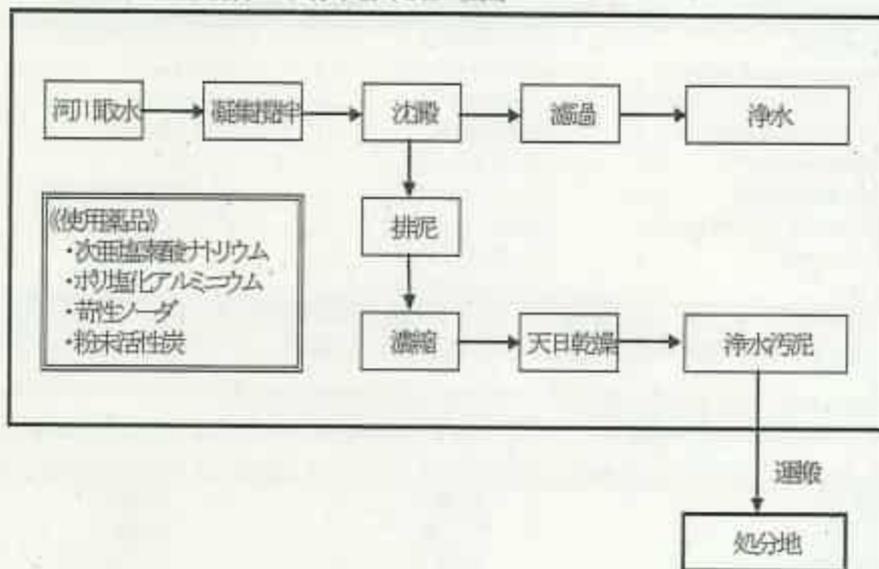
1 排出事業者	名称	兵庫県企業庁広域水道事務所		所属	三田浄水場	
	所在地	〒669-1314 兵庫県三田市西野上字上通り152	担当者	TEL	079-567-1663	
				FAX	079-567-1674	
2 廃棄物の名称	上水汚泥					
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.				
	<input checked="" type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。				
4 廃棄物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ					
	<input type="checkbox"/> その他()					
<input type="checkbox"/> 特別管理 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 引火性廃油		<input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 鉱さい(有害)	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害)	
	<input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害)		<input type="checkbox"/> 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 燃えがら(有害)	<input type="checkbox"/> ばいじん(有害)	
<input type="checkbox"/> 強酸		<input type="checkbox"/> PCB等		<input type="checkbox"/> 廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害)	
<input type="checkbox"/> 強酸(有害)		<input type="checkbox"/> 廃石棉等		<input type="checkbox"/> 汚泥(有害)		
<input type="checkbox"/> 強アルカリ		<input type="checkbox"/> 指定下水汚泥		<input type="checkbox"/> 廃酸(有害)		
5 特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	アルキル水銀	()	トリクロロエチレン	()	1,3-ジクロロプロペン	()
	水銀又はその化合物	()	テトラクロロエチレン	()	チウラム	()
	カリウム又はその化合物	()	ジクロロメタン	()	シマジン	()
	鉛又はその化合物	()	四塩化炭素	()	チオベンカルブ	()
	有機燐化合物	()	1,2-ジクロロエタン	()	ベンゼン	()
	六価クロム化合物	()	1,1-ジクロロエチレン	()	セレン又はその化合物	()
	砒素又はその化合物	()	シス-1,2-ジクロロエチレン	()	ダイオキシン類	()
<input checked="" type="checkbox"/> 分析表添付 (廃棄物処理法)	シアン化合物	()	1,1,1-トリクロロエタン	()	1,4-ジオキサン	()
PCB	()	1,1,2-トリクロロエタン	()			
6 PRTR対象物質	届出事業所(該当・ 非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・ 非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7 水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	<input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT)		<input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH)			
	<input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN)		<input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED)			
<input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA)		<input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルグアニジン(DMGU)				
8 その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	硫黄	()	塩素	()	臭素	()
	ヨウ素	()	フッ素	()	炭酸	()
	硝酸	()	亜鉛	()	ニッケル	()
	アルミ	()	アンモニア	()	ホウ素	()
	その他	()				
	<input checked="" type="checkbox"/> 分析表添付(組成)					
9 有害特性 (有・ 無 ・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性		<input type="checkbox"/> 引火性(℃)	<input type="checkbox"/> 可燃性	<input type="checkbox"/> 自然発火性(℃)	<input type="checkbox"/> 禁水性
	<input type="checkbox"/> 酸化性		<input type="checkbox"/> 有機過酸化物		<input type="checkbox"/> 急性毒性	<input type="checkbox"/> 感染性
<input type="checkbox"/> 毒性ガス発生		<input type="checkbox"/> 慢性毒性	<input type="checkbox"/> 生態毒性		<input type="checkbox"/> 重合反応性	
<input type="checkbox"/> その他()						
10 廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状(固形状)	臭い(無臭)	色(黒)	比重()	pH(7.3)	
	沸点()	融点()	発熱量()	粘度()	水分()	
11 品質安定性	経時変化(有・ 無) 有る場合は具体的に記入					
12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭					
13 荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input checked="" type="checkbox"/> 車両(バラ) <input type="checkbox"/> その他()					
14 排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定)					
	(4,500) kg (t) 日・m3・本・缶・袋・個 / (年)・月・週・日					

15 特別注意事項 (有・ 無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載
-----------------------------	------------------------

【参考】 その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部分有・**サンプル無**・写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

北摂広域水道事務所 三田浄水場 処理工程図



<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容



第 A253018-1 号

測定報告書

2026年1月13日

計量証明事業登録 計証第31号、計証第29号
 飲料水水質検査登録 兵庫県60水第11号の33
サイエンスマイクロ株式会社
 〒651-1331 神戸市北区有野町唐櫃3256-1
 Tel : 078-987-0170 (代) Fax : 078-987-0173

兵庫県企業庁広域水道事務所 三田浄水場 御中

環境計量士 板谷 知明



貴依頼による測定結果を次のとおり報告します。

測定の結果					
受付日	2025年12月11日	採取場所	三田浄水場		
受付方法	当社採取	採取日時	12月11日 10:10		
測定の対象	単位	試料名 測定の方法	天日乾燥汚泥 (含有量試験)		
カドミウム 及びその化合物	mg/drykg	JISK0102-3 14.4	4.5未満		
六価クロム化合物	mg/drykg	JISK0102-3 24.3.1	25未満		
シアン化合物	mg/drykg	JISK0102-2 9.6	5未満		
水銀及びその化合物	mg/drykg	昭和46年環境庁告示 第59号付表2	1.5未満		
セレン及びその化合物	mg/drykg	JISK0102-3 26.2	15未満		
鉛及びその化合物	mg/drykg	JISK0102-3 13.4	15未満		
砒素及びその化合物	mg/drykg	JISK0102-3 20.3	39		
フッ素及びその化合物	mg/drykg	JISK0102-2 5.4	510		
ホウ素及びその化合物	mg/drykg	JISK0102-3 5.5	400未満		
以下余白					
備考	・平成15年環境省告示第19号 (含有量試験)				



第 A253018-2 号

測定報告書

2026年1月13日

計量証明事業登録証第31号、計証第29号
飲料水水質検査登録 兵庫県60水第11号の33

サイエンスマイクロ株式会社

〒651-1331 神戸市北区有野町唐櫃3256-1

Tel : 078-987-0170 代 Fax : 078-987-0173

兵庫県企業庁広域水道事務所 三田浄水場 御中

環境計量士 板谷 知明



貴依頼による測定結果を次のとおり報告します。

測定の結果				
受付日	2025年12月11日	採取場所	三田浄水場	
受付方法	当社採取	採取日時	12月11日 10:10	
測定の対象	単位	試料名 測定の方法	天日乾燥汚泥 (含有量試験)	
アルキル水銀	mg/drykg	平成24年底質調査方法 II. 5. 14準用	0.05未満	
砒素(塩酸可溶性砒素)	mg/drykg	昭和50年4月 総理府令第31号	2.5	
銅	mg/drykg	昭和47年10月 総理府令第66号	10未満	
油分(n-ヘキサン抽出物質)	%	JISKO102-1 22.4 準用	0.1未満	
以下余白				
備考				



第 A253018-3 号

測定報告書

2026年1月13日

計量証明事業登録証(計証第漢31号、計証第騒29号)
飲料水水質検査業登録(兵庫県60水第11号の33)

サイエンスマイタロ株式会社

〒651-1331 神戸市北区有野町唐櫃3256-1

Tel : 078-987-0170 内 Fax : 078-987-0173

兵庫県企業庁広域水道事務所 三田浄水場 御中

環境計量士 板谷 知明



貴依頼による測定結果を次のとおり報告します。

測定の結果				
受付日	2025年12月11日	採取場所	三田浄水場	
受付方法	当社採取	採取日時	12月11日 10:10	
測定の対象	単位	試料名 測定の方法	天日乾燥汚泥 (溶出量試験)	
四塩化炭素	mg/L	JISK0125 5.2	0.0002未満	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	JISK0125 5.2	0.0004未満	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	JISK0125 5.2	0.002未満	
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	JISK0125 5.2	0.004未満	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	JISK0125 5.2	0.0002未満	
ジクロロメタン	mg/L	JISK0125 5.2	0.002未満	
テトラクロロエチレン	mg/L	JISK0125 5.2	0.001未満	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	JISK0125 5.2	0.1未満	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	JISK0125 5.2	0.0006未満	
トリクロロエチレン	mg/L	JISK0125 5.2	0.003未満	
ベンゼン	mg/L	JISK0125 5.2	0.001未満	
クロロエチレン	mg/L	平成9年環境庁告示 第10号付表第2	0.0002未満	
カドミウム 及びその化合物	mg/L	JISK0102-3 14.4	0.001未満	
備考	・平成3年環境庁告示第46号(溶出量試験)			



第 A253018-4 号

測定報告書

2026年1月13日

計量証明事業登録(計証第廣31号、計証第騒29号)
飲料水水質検査業登録(兵庫県60水第11号)の33

サイエンスマイクロ株式会社

〒651-1331 神戸市北区有野町唐櫃3256-1

Tel : 078-987-0170 Fax : 078-987-0173

兵庫県企業庁広域水道事務所 三田浄水場 御中

環境計量士 板谷 知明



貴依頼による測定結果を次のとおり報告します。

測定の結果				
受付日	2025年12月11日		採取場所	三田浄水場
受付方法	当社採取		採取日時	12月11日 10:10
測定の対象	単位	試料名 測定の方法	天日乾燥汚泥 (溶出量試験)	
六価クロム化合物	mg/L	JISK0102-3 24.3.1	0.01未満	
シアン化合物	mg/L	昭和46年環境庁告示 第59号付表1	不検出 0.1未満	
水銀及びその化合物	mg/L	昭和46年環境庁告示 第59号付表2	0.0005未満	
アルキル水銀	mg/L	昭和46年環境庁告示 第59号付表3	不検出 0.0005未満	
セレン及びその化合物	mg/L	JISK0102-3 26.2	0.001未満	
鉛及びその化合物	mg/L	JISK0102-3 13.4	0.002未満	
砒素及びその化合物	mg/L	JISK0102-3 20.3	0.001未満	
フッ素及びその化合物	mg/L	JISK0102-2 5.4	0.1未満	
ホウ素及びその化合物	mg/L	JISK0102-3 5.5	0.01未満	
シマジン	mg/L	昭和46年環境庁告示 第59号付表6第1	0.0003未満	
チウラム	mg/L	昭和46年環境庁告示 第59号付表5	0.0006未満	
チオベンカルブ	mg/L	昭和46年環境庁告示 第59号付表6第1	0.002未満	
PCB	mg/L	昭和46年環境庁告示 第59号付表4	不検出 0.0005未満	
備考	・平成3年環境庁告示第46号(溶出量試験)			



第 A253018-5 号

測定報告書

2026年1月13日

計量証明事業登録 計証第濃31号、計証第騒29号
飲料水水質検査登録 兵庫県60水第11号の33**サイエンスマイクロ株式会社**

〒651-1331 神戸市北区有野町唐櫃3256-1

Tel : 078-987-0170 代 Fax : 078-987-0173

兵庫県企業庁広域水道事務所 三田浄水場 御中

環境計量士 板谷 知明



貴依頼による測定結果を次のとおり報告します。

測定の結果					
受付日	2025年12月11日	採取場所	三田浄水場		
受付方法	当社採取	採取日時	12月11日 10:10		
測定の対象	単位	試料名 測定の方法	天日乾燥汚泥 (溶出量試験)		
有機リン化合物	mg/L	JISK0102-4 7.2.3	不検出 0.1未満		
1,4-ジオキサン	mg/L	昭和46年環境庁告示 第59号付表7第3	0.005未満		
アルミニウム	mg/L	JISK0102-3 17.4	0.05		
マンガン	mg/L	JISK0102-3 15.4	0.050		
油分(n-ヘキサン抽出物質)	mg/L	JISK0102-1 22.4	1未満		
以下余白					
備考	・平成3年環境庁告示第46号(溶出量試験)				

